

今後の住民記録システム 標準仕様書の修正点（案）

令和4年3月24日

1. 住民記録システム標準仕様書修正内容

1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（1/13）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
1	業務フロー・ツリー図の別冊化	第3章の業務フロー、ツリー図について別冊として掲載
2	管理データ項目の追加 <ul style="list-style-type: none"> 再製で記載された年月日については、他システム連携の際に通常の記載であるとの誤解を生まないよう、処理日とは別に管理する必要がある。 	1.1.1 日本人住民データの管理 1.1.2 外国人住民データの管理 【住民票のその他の項目】 （前略） ・改製記載年月日（改製記載の場合） ・ <u>再製記載年月日（再製記載の場合）</u> （後略）
3	改製の考え方の追加 <ul style="list-style-type: none"> 履歴を引き継ぐ改製についても可能であることを明記する。 	1.1.4 改製 【考え方・理由】 （前略） <u>また、「市町村長は、住民票を改製する場合には、当該住民票の消除前又は修正前の記載の移記を省略することができる」（令第13条の2）とされていることから、改製する場合においても最新の履歴以外を移行することは許容されている。</u> （後略）

1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（2/13）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
4	<p>不詳日許容項目の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 改製記載年月日等も不詳日が考えられるため項目を追加する。 	<p>1.1.8 年月日の管理</p> <p>【実装すべき機能】</p> <p>年月日は、暦上日に限り、許容すること。ただし、1.1.1（日本人住民データの管理）、1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち生年月日、住民となった年月日、住所を定めた年月日、<u>改製記載年月日</u>、<u>改製消除年月日</u>、<u>再製記載年月日</u>及び外国人住民となった年月日並びに1.2.2（異動事由）に規定する項目のうち出生、死亡又は失踪に係る異動日については、暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における2月29日）も許容するとともに、以下に規定する不詳日を許容すること。</p> <p>（後略）</p> <p>【考え方・理由】</p> <p>（前略）</p> <p><u>改製記載年月日、改製消除年月日及び再製記載年月日について原則不詳日は認められないが、古くから記録されている住民票において不詳となっている場合が考えられるため、不詳日の設定を許容することとした。</u></p> <p>（後略）</p>

1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（3/13）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
5	<p>除票における誤記修正記載必須化</p> <ul style="list-style-type: none"> 除票の記載事項及び統合記載欄に誤記がある場合、統合記載欄C類型に誤記である旨及び正しい記載等を入力することを必須とする。 誤記修正した正しい記載について検索ができることを追加する。 誤記修正が行われていることについて請求者に説明するためのアラートを追加する。 	<p>1.1.5 除票 【実装すべき機能】 （前略） 法第15条の3で規定する除票の記載事項及び統合記載欄に誤記があることが判明した場合、留意事項（1.1.14のC類型）に誤記である旨及び正しい記載等を入力<u>す</u>できること。 （後略）</p> <p>1.1.14 統合記載欄 【考え方・理由】 （前略） （証明書における統合記載欄は、特別の請求又は必要である旨の申出を受けて記載できることとする。） <u>ただし、C類型のうち、「除票の記載事項及び統合記載欄に誤記等があることが判明した年月日・理由、誤記等の箇所及び正しい記載」について写しを交付する際に記載しない場合、第三者が写しの交付を受けた際に悪用等のリスクも想定されるため、当該内容については必ず統合記載欄に記載すること。なお、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき表示する項目に関する誤記である旨等については、デフォルトでは省略とし、市区町村長の判断で当該項目自体を表示して交付する場合にのみ記載すること。</u></p> <p>2.1.3 基本検索 【実装すべき機能】 氏名（漢字・アルファベットを含む。）・（中略）から検索できること。<u>また、除票となった者の統合記載欄に含まれる、誤記があることが判明した場合の記録のうち、正しい記載である氏名・氏名のフリガナ・生年月日について検索できること。</u></p>

1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（4/13）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容						
5	(続き) 除票における誤記修正記載必須化	<p>11.1 エラー・アラート項目</p> <p>○ アラート項目一覧</p> <table border="1"> <tr> <td>新規追加</td> <td>誤記修正を行った住民票の除票の写しの発行処理を行う場合</td> <td>この住民票の除票は、誤記修正に関する記録が統合記載欄に記載されています。必要に応じて、請求者にこの旨を説明してください。</td> <td>1.1.14、5.1</td> </tr> </table> <p>【考え方・理由】</p> <table border="1"> <tr> <td>新規追加</td> <td>他の異動と異なり、誤記修正については、請求者が変更が生じていることに気づかない可能性があり、請求者に説明をする必要があるため、アラート機能を実装した。</td> </tr> </table> <p>20.0.5 備考の記載</p> <p>【実装すべき機能】</p> <p>(前略) 備考を記載するかどうかを備考の段落ごとに選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。<u>ただし、除票となった者の記載事項及び統合記載欄に誤記があることが判明した場合の誤記である旨及び正しい記載等については必ず記載すること。特別の請求又は必要である旨の申出に基づき表示する項目に関する誤記である旨等については、デフォルトでは省略とし、市区町村長の判断で当該項目自体を表示して交付する場合にのみ記載すること。</u></p> <p>【考え方・理由】</p> <p>(前略) (住民票の写し等の証明書には、特別の請求又は必要である旨の申出を受けて、統合記載欄に記載できることとする。)</p> <p><u>ただし、「除票の記載事項及び統合記載欄に誤記等があることが判明した年月日・理由、誤記等の箇所及び正しい記載」について写しを交付する際に記載しない場合、第三者が写しの交付を受けた際に悪用等のリスクも想定されるため、統合記載欄に必ず記載することとした。特別の請求又は必要である旨の申出に基づき表示する項目に関する誤記である旨等については、デフォルトでは省略とし、市区町村長の判断で当該項目自体を記載する場合にのみ記載することとする(1.1.14参照)。</u></p>	新規追加	誤記修正を行った住民票の除票の写しの発行処理を行う場合	この住民票の除票は、誤記修正に関する記録が統合記載欄に記載されています。必要に応じて、請求者にこの旨を説明してください。	1.1.14、5.1	新規追加	他の異動と異なり、誤記修正については、請求者が変更が生じていることに気づかない可能性があり、請求者に説明をする必要があるため、アラート機能を実装した。
新規追加	誤記修正を行った住民票の除票の写しの発行処理を行う場合	この住民票の除票は、誤記修正に関する記録が統合記載欄に記載されています。必要に応じて、請求者にこの旨を説明してください。	1.1.14、5.1					
新規追加	他の異動と異なり、誤記修正については、請求者が変更が生じていることに気づかない可能性があり、請求者に説明をする必要があるため、アラート機能を実装した。							

1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（5/13）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
6	<p>必要である旨の申出の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別の請求以外にも、第三者等による必要である旨の申出があった場合も異動履歴等を表示することができるため、表現を適正化する。 	<p>1.1.14 統合記載欄 【考え方・理由】 （前略） 住民票の写し等の証明書には、特別の請求 <u>又は必要である旨の申出</u>があった場合、A 類型については20.0.3（異動履歴の記載）に規定するように項目ごとに欄を細分化せず、統合記載欄に記載することとし、B 類型については関係する異動履歴のうち直接対応する異動項目と併せて記載することとする。 （中略） <u>証明書における統合記載欄は、本人等及び国又は地方公共団体の機関による特別の請求又は第三者及び特定事務受任者による必要である旨の申出を受けてい</u>ずれもプライバシー保護の観点等から市区町村<u>長</u>の判断により記載するかしないかを選択し、記載を選択した場合、統合記載欄に記載できることとする。</p> <p>1.2.1 異動履歴の管理 【考え方・理由】 異動履歴については、特別の請求 <u>又は必要である旨の申出を受けて</u> があった場合、住民票の写し等に記載されるが、（後略）</p> <p>5.1 証明書記載事項 【実装すべき機能】 （前略）省略の指定（世帯主・続柄、本籍・筆頭者、住民票コード、個人番号）ができ、デフォルトは特別の請求 <u>又は必要である旨の申出</u>がある場合を除き省略又は記載の選択ができること。</p> <p>20.0.5 備考の記載 【考え方・理由】 （前略）住民票の写し等の証明書には、特別の請求 <u>又は必要である旨の申出</u> があった場合を受けて、プライバシー保護の観点等から市区町村<u>長</u>の判断により記載するかしないかを選択し、記載を選択した場合、統合記載欄に記載できることとする。</p>

1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（6/13）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容												
7	統合記載欄記載例における婚姻届等の表記変更 <ul style="list-style-type: none"> 住民票に記載される戸籍の届出については、「婚姻届」・「離婚届」等の内容まで記載する必要はなく、「戸籍届出」によるものということがわかればよいため、修正する。 転居の場合は変更前の氏を既に認識しており、留意事項として記載する必要がないため、削除する。 	1.1.14 統合記載欄 ○ B類型として記載する留意事項の例 <table border="1"> <thead> <tr> <th>記載内容</th> <th>事象</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>従婚姻前</u>の氏</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 転入届と<u>戸籍婚姻届出</u>が同時にあった場合 既に<u>戸籍婚姻届出</u>を出している者から転入届があった場合 <u>戸籍婚姻届出</u>受理証明書又は戸籍謄本を添付した転入届があった場合 </td> <td>転入届と同日に<u>戸籍婚姻届出</u>を提出 <u>従婚姻前</u>の氏 鈴木</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> →転居届と同日に婚姻届があった旨 →<u>婚姻前の氏</u> →<u>旧戸籍の表示</u> 旧本籍 </td> <td>転居届と婚姻届が同時にあった場合</td> <td>転居届と同日に婚姻届を提出 <u>婚姻前の氏</u> 鈴木</td> </tr> <tr> <td>旧本籍</td> <td>転入届と同時に<u>戸籍婚姻届出</u>があった場合</td> <td>旧本籍 東京都千代田区霞が関 2-1-2</td> </tr> </tbody> </table>	記載内容	事象	記載例	<u>従婚姻前</u> の氏	<ul style="list-style-type: none"> 転入届と<u>戸籍婚姻届出</u>が同時にあった場合 既に<u>戸籍婚姻届出</u>を出している者から転入届があった場合 <u>戸籍婚姻届出</u>受理証明書又は戸籍謄本を添付した転入届があった場合 	転入届と同日に <u>戸籍婚姻届出</u> を提出 <u>従婚姻前</u> の氏 鈴木	<ul style="list-style-type: none"> →転居届と同日に婚姻届があった旨 →<u>婚姻前の氏</u> →<u>旧戸籍の表示</u> 旧本籍	転居届と婚姻届が同時にあった場合	転居届と同日に婚姻届を提出 <u>婚姻前の氏</u> 鈴木	旧本籍	転入届と同時に <u>戸籍婚姻届出</u> があった場合	旧本籍 東京都千代田区霞が関 2-1-2
記載内容	事象	記載例												
<u>従婚姻前</u> の氏	<ul style="list-style-type: none"> 転入届と<u>戸籍婚姻届出</u>が同時にあった場合 既に<u>戸籍婚姻届出</u>を出している者から転入届があった場合 <u>戸籍婚姻届出</u>受理証明書又は戸籍謄本を添付した転入届があった場合 	転入届と同日に <u>戸籍婚姻届出</u> を提出 <u>従婚姻前</u> の氏 鈴木												
<ul style="list-style-type: none"> →転居届と同日に婚姻届があった旨 →<u>婚姻前の氏</u> →<u>旧戸籍の表示</u> 旧本籍	転居届と婚姻届が同時にあった場合	転居届と同日に婚姻届を提出 <u>婚姻前の氏</u> 鈴木												
旧本籍	転入届と同時に <u>戸籍婚姻届出</u> があった場合	旧本籍 東京都千代田区霞が関 2-1-2												
8	氏名の読み仮名に関する検討状況の追記 <ul style="list-style-type: none"> 法務省にて検討されている戸籍情報システムにおける氏名の読み仮名の検討に伴い、必要に応じて追記修正がある可能性について記載する。 	1.1.18 フリガナ 【考え方・理由】 （前略） <u>現在、法務省において、戸籍における「氏名の読み仮名」の法制化について検討が進められている。その検討を踏まえ、法における「氏名の読み仮名」の取扱いを決めていくこととなるので、フリガナに係る本仕様書の記載については、関係法令が制定される際に修正を行う予定である。</u> 5.3 フリガナ 【考え方・理由】 （前略） <u>また、現在、法務省において、戸籍における「氏名の読み仮名」の法制化について検討が進められている。その検討を踏まえ、法における「氏名の読み仮名」の取扱いを決めていくこととなるので、フリガナに係る本仕様書の記載については、関係法令が制定される際に修正を行う予定である。</u>												

1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（7/13）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
9	<p>氏名優先区分が実装されていない場合の対応追記</p> <ul style="list-style-type: none"> 【実装してもしなくても良い機能】である氏名優先区分が実装されていない場合デフォルトでは通称を記載する旨を追記する。 	<p>1.1.19 氏名優先区分</p> <p>【考え方・理由】 (前略) <u>当該機能を実装しない場合、デフォルトでは通称が記載されることとする。</u></p>
10	<p>公印管理の指定都市の考え方追記</p> <ul style="list-style-type: none"> 印鑑や戸籍附票システムの仕様書に合わせ、公印管理について指定都市の考え方を追記する。 	<p>1.3.7 公印管理</p> <p>【考え方・理由】 中核市市長会ひな形を踏襲 <u>また、指定都市の場合は他区長及びその職務代理者の公印を管理できることも含む。</u></p>
11	<p>検索方法の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名の一部を「*」とする検索について要望を受けて追加する。 	<p>2.1.2 検索文字入力</p> <p>【実装すべき機能】 フリガナを登録している場合は、カタカナで入力及び検索できること。 以下のあいまい検索ができること。 (中略) <u>・氏名（漢字）等で一部の文字を「*」で代替した検索ができること。</u> (後略)</p>

1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（8/13）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
12	<p>再転入者の取り扱いの変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 再転入者について異動の取消し（減）で対応する場合、個人番号カードの失効等影響が大きいことから、住民記録システムにおいては新規転入のままとすることを許容する。 ※庁内他システムにおいて別の宛名番号の者が同一人物であることの紐付が必要な場合は、当該システム内で紐付がなされるものと承知) 	<p>4.1.1.2 再転入者</p> <p>【考え方・理由】 （前略） なお、新規転入扱いをして新たな宛名番号にて登録してしまった後、再転入が発覚した場合については、<u>異動取消しで削除する等の対応による個人番号カードの失効を避けるため、本システムにおいては新規転入扱いのまま維持することを許容する。</u>異動の取消し（削除）（4.6参照）により対応する。 （後略）</p>
13	<p>未届転入の履歴における記載変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能の適正化を図るため記載を修正する。 	<p>4.1.1.4 未届転入</p> <p>【実装すべき機能】 未届転入の場合、転入前住所欄には未届の住所のうち直近のものを記載し、その末尾に（未届）と記載するとともに、統合記載欄には、留意事項として未届転入である旨と直近を除く転入前住所（未届）を記載すること。（1.1.14（統合記載欄）参照）</p>

1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（9/13）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
14	<p>特例転入を利用した転出における履歴管理方法の変更・転出届取込結果通知書の削除</p> <ul style="list-style-type: none"> この時点における履歴管理は異動履歴とは異なるため、転出届修正履歴に変更する。 修正後の転出届の情報で転出処理が行える旨を明記する。 住民への通知方法は現在デジタル庁で整理されているが、転出届取込結果通知書（紙）での通知は廃止する方針のため削除する。 転出届のインターフェース仕様については整理中であることを明記する。 	<p>4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）</p> <p>【実装すべき機能】 （前略） 取り込んだ転出届の情報について、エラーチェックの結果に応じて修正の上管理できること。修正の際には<u>転出届修正異動履歴</u>を残した状態で管理できること。<u>修正後の最新の転出届の情報を基に転出の処理が行えること。</u> （後略）</p> <p>【実装してもしなくても良い機能】 更新結果について当該申請者に対して通知するための転出届取込結果通知書を出力できること。 申請管理システムから取得した転出届の情報を取り込んだ結果を示す更新結果リストを作成・出力できること。</p> <p>【考え方・理由】 （前略） <u>なお、転出届に関するマイナポータルにおける具体的なインターフェース仕様等については現在デジタル庁にて検討されている。内容が決定され次第、本仕様書においても必要な見直しを行う。</u></p>
15	<p>市町村通知のタイトル名称変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載の機能は出入国在留管理庁への市町村通知等全般に関する内容となっていることから趣旨を明確化する。 	<p>4.5.7 <u>市町村通知・市町村伝達の送信入管法の住居地届出</u></p>

1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（10/13）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
16	発行番号の考え方追記 <ul style="list-style-type: none"> 発行番号は日ごと、発行場所ごと、証明書ごととする旨を追記する。 	5.5 発行番号 【考え方・理由】 （前略） 発行された順に付された番号については、 <u>日ごと、発行場所ごと、証明書ごと</u> での連番とすること。 （後略）
17	異動の取消しの仕様追記 <ul style="list-style-type: none"> 異動の取消し後、修正又は追記が必要になる場合があることを考慮した内容に修正する。 他システムへの連携等も考慮し、複数人の届出の場合はすべての対象者の異動を取消し、異動取消し対象者以外について再度異動処理を行うこととする。 	4.6.0.1 異動の取消し 【実装すべき機能】 （前略） 異動の取消し機能は、最新履歴を削除する機能ではなく、履歴を上積みして、元の状態に復元できる機能とすること。復元した後、 <u>続柄等のを修正やデータを追加</u> する必要がある場合にあっては、職権修正により対応する。 【考え方・理由】 （前略） <u>なお、取消しは異動の届出単位とし、複数人の届出による異動があった際にはそのうちの一部のみ取り消すことは原則許容しない。</u> （後略）

1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（11/13）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容								
18	<p>想定されないアラートの削除</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援対象者の住所は加害者へは開示しないため、通常加害者が支援対象者の住所を把握していることは考えにくいため当該アラートを削除する。 	<p>11.1 エラー・アラート項目</p> <p>○ アラート項目一覧</p> <table border="1"> <tr> <td>23</td> <td>加害者である法定代理人が、支援対象者と併せて支援を求める者（未成年）の転出届を行う場合で、転出処理を確定しようとした場合</td> <td>加害者が支援対象者と併せて支援を求める者の転出届を行おうとしています。加害者に支援対象者の住所が漏えいする可能性があります。このまま処理を継続しますか。</td> <td>3-4-</td> </tr> </table> <p>【考え方・理由】</p> <table border="1"> <tr> <td>23</td> <td colspan="3">異動届が正当なものであれば、当該届を受理しないことは不可能であり、支援措置の限界事例として、当該届を受理しないではしむ旨の申請を受け付けるのではなく、事例が発生した際には父母両者への聴取や転出地市区町村から転入地市区町村へ転出証明書を直接送付してもらうなど、多様な事例に応じて個別の対応が必要となることからアラートとした。</td> </tr> </table>	23	加害者である法定代理人が、支援対象者と併せて支援を求める者（未成年）の転出届を行う場合で、転出処理を確定しようとした場合	加害者が支援対象者と併せて支援を求める者の転出届を行おうとしています。加害者に支援対象者の住所が漏えいする可能性があります。このまま処理を継続しますか。	3-4-	23	異動届が正当なものであれば、当該届を受理しないことは不可能であり、支援措置の限界事例として、当該届を受理しないではしむ旨の申請を受け付けるのではなく、事例が発生した際には父母両者への聴取や転出地市区町村から転入地市区町村へ転出証明書を直接送付してもらうなど、多様な事例に応じて個別の対応が必要となることからアラートとした。		
23	加害者である法定代理人が、支援対象者と併せて支援を求める者（未成年）の転出届を行う場合で、転出処理を確定しようとした場合	加害者が支援対象者と併せて支援を求める者の転出届を行おうとしています。加害者に支援対象者の住所が漏えいする可能性があります。このまま処理を継続しますか。	3-4-							
23	異動届が正当なものであれば、当該届を受理しないことは不可能であり、支援措置の限界事例として、当該届を受理しないではしむ旨の申請を受け付けるのではなく、事例が発生した際には父母両者への聴取や転出地市区町村から転入地市区町村へ転出証明書を直接送付してもらうなど、多様な事例に応じて個別の対応が必要となることからアラートとした。									
19	<p>アラート項目における留意事項追記</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一の住所の表示であったとしても家屋が異なることがあるため留意が必要である旨を追記する。 	<p>11.1 エラー・アラート項目</p> <p>【考え方・理由】</p> <table border="1"> <tr> <td>34</td> <td colspan="3">事務処理要領第4-2-(2)-ウにて「新住所に既に住所を有する住民がいることが判明したときは、必要に応じて、届出者に対してその状況を聞き取り、当該住民に承諾を得ているか等を確認することが適当」とされているため。 <u>※小規模分譲地の一戸建て等、複数の家屋で同一の住居番号が付番されているケースがあることに留意すること。</u></td> </tr> </table>	34	事務処理要領第4-2-(2)-ウにて「新住所に既に住所を有する住民がいることが判明したときは、必要に応じて、届出者に対してその状況を聞き取り、当該住民に承諾を得ているか等を確認することが適当」とされているため。 <u>※小規模分譲地の一戸建て等、複数の家屋で同一の住居番号が付番されているケースがあることに留意すること。</u>						
34	事務処理要領第4-2-(2)-ウにて「新住所に既に住所を有する住民がいることが判明したときは、必要に応じて、届出者に対してその状況を聞き取り、当該住民に承諾を得ているか等を確認することが適当」とされているため。 <u>※小規模分譲地の一戸建て等、複数の家屋で同一の住居番号が付番されているケースがあることに留意すること。</u>									
20	<p>除票レイアウトの基準日補記</p> <ul style="list-style-type: none"> 「本仕様書」表記がわかりにくいものとなっていたため「標準化基準」に修正する。 ※標準化基準の施行日は、現時点では令和7年度末を想定。 	<p>20.0.1 様式・帳票全般</p> <p>【実装すべき機能】</p> <p>(1) 以下の様式・帳票について、以降で示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 (中略)</p> <p>※ 住民票の除票の写し（20.1.4参照）及び住民票除票記載事項証明書（20.1.2参照）については、<u>標準化基準本仕様書</u>施行前に除票となったものについては、この限りでない。 (後略)</p>								

1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（12/13）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
21	<p>帳票（実装してもしなくても良い機能）の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人通知機能に関する帳票が記載されていなかったため追加する。 	<p>20.0.1 様式・帳票全般 【実装してもしなくても良い機能】 （中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人通知期間満了通知 ・住民票の写し等交付通知書
22	<p>異動履歴の記載順方針変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別の請求又は必要である旨の申出がある場合のみ表示する項目に関する異動履歴は、当該項目が表示されるときのみ記載することに変更する。 異動履歴については「異動日」順ではなく「届出日」順に変更する。 	<p>20.0.3 異動履歴の記載 【実装すべき機能】 住民票の写し（世帯連記式でないものに限る。）（20.1.1参照）、住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書（20.1.2参照）、住民票の除票の写し（20.1.4参照）には、異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。ただし、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき表示する項目に関する異動履歴については、異動履歴の特別の請求又は必要である旨の申出があった場合でも、デフォルトでは省略とし、市区町村長の判断で当該項目自体を表示する場合にのみ記載すること。 なお、記載に当たっては、届出異動日又は職権処理日が新しい履歴から古い履歴の順に記載すること。 （後略）</p>
23	<p>除票DB項目の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 除票DBから住民票の除票の写しを発行する際に必要な項目のため、項目を追加する。 	<p>30.1 データ構造 【除票用データベース】（追加項目抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の種別の変更があった年月日 ・氏名（カタカナ） ・（特別永住者の場合） 特別永住者証明書の番号 ・（一時庇護許可者の場合） 上陸期間 ・（仮滞在者の場合） 仮滞在期間

1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（13/13）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

住民記録システム標準仕様書修正内容

#

20.3.2 転出証明書

20.3.3 転出証明書に準ずる証明書

転出証明書

届出日	転出予定年月日
転出先住所	
転出前住所	
転出前の世帯主	

1	氏名	個人番号	
		住民票コード	
		生年月日	
	旧氏	性別	続柄
	本籍	住所を定めた年月日	
	筆頭者		
	***	***	
	***	***	
4	氏名	個人番号	
		住民票コード	
		生年月日	
	旧氏	性別	続柄
	本籍	住所を定めた年月日	
	筆頭者		
	***	***	
	***	***	

■ 修正内容
 ・転出証明書及び転出証明書に準ずる証明書の記載事項に「住民基本台帳カード及び個人番号カードの有無」は法令上規定されていないため、当該項目を削除

該当	国民健康保険資格	国民年金		児童手当	介護保険	後期高齢者医療保険
		基礎年金番号	種別			
1						
2						
3						
4						

24